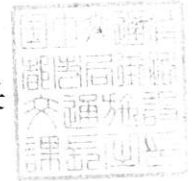


国 都 街 第 76 号  
平成 29 年 12 月 27 日

一般社団法人 日本マンション管理士会連合会会長 殿

国土交通省都市局街路交通施設課長



### 機械式立体駐車場の安全対策の強化について

国土交通省では、「機械式立体駐車場の安全対策及び適正利用のさらなる推進について」（平成 28 年 9 月 13 日付け消安全第 257 号・国都街第 64 号消費者庁消費者安全課長・国土交通省都市局街路交通施設課長通知）等において「機械式立体駐車場の安全対策に関するガイドライン」や同ガイドラインの手引きに基づく安全対策及び適正利用の取組を要請しており、本要請を受け、既に会員各社への周知・要請、利用者に向けた注意喚起等に取り組まれていることと存じます。

また、機械式駐車装置の安全対策の一層の推進のため、機械式駐車装置の安全性に関する基準の、国際的な機械安全の考え方に基づく質的向上及び多様な機械式駐車装置に適用するための標準化を目的に、平成 29 年 5 月に JIS 規格（機械式駐車設備の安全要求事項（JIS B 9991））を制定しました。（別添 1）

こうした機械式駐車装置の安全確保のための環境整備が進んでいることを踏まえ、社会資本整備審議会都市計画・歴史的風土分科会都市計画部会都市計画基本問題小委員会都市施設ワーキンググループにおいて、機械式駐車装置安全対策サブワーキンググループでの議論を基に、機械式駐車装置のさらなる安全確保に係る取組について取りまとめられました。（別添 2）

国土交通省では、この取りまとめの内容に基づき、公益社団法人立体駐車場工業会及び同工業会会員以外の機械式駐車装置の製造者に対して JIS 規格の安全要求事項に関する基準<sup>※1</sup>を満たした装置の製造を要請する予定であり、これと合わせて、JIS 規格の安全要求事項に関する基準を満たした装置の設置をお願いする予定です。

さらに、点検の質を確保し、安全性能を確実に維持する観点から、標準的な点検項目や修理や改修の必要性等の有無を判断できる判定基準の策定や、保守点検業者を選択する際の目安となる、優良な保守点検業者を登録する仕組みを検討する予定ですので、今回の取りまとめの趣旨及び国土交通省の機械式駐車装置の安全対策への取組について、ご理解とご協力をお願いいたします。

※ 1 JIS 規格の安全要求事項に関する基準

・ 機械式駐車装置の安全機能に関する認証基準 第 2 版 （平成 29 年 5 月 25 日）